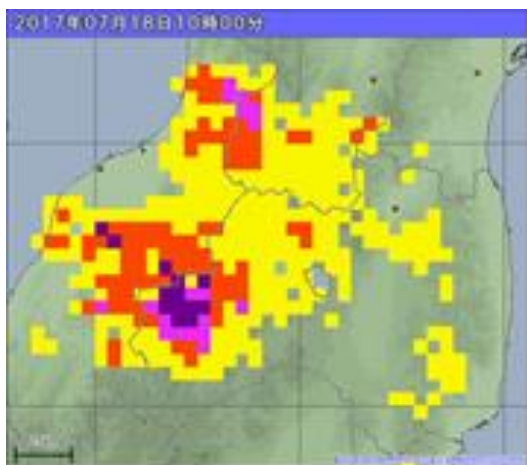


# 防災気象情報を利用した減災対策 ～危険度分布情報等の活用～

大雨・洪水警報を補足する危険度分布情報の提供開始



土砂災害警戒判定メッシュ情報



大雨警報(浸水害)の危険度分布



洪水警報の危険度分布

平成29年11月  
福島地方気象台



# 「新たなステージ」に対応した防災気象情報の改善

交通政策審議会気象分科会提言「新たなステージ」に対応した防災気象情報と観測・予測技術のあり方(平成27年7月)

## 基本的方向性

- 社会に大きな影響を与える現象について、可能性が高くないとも発生のおそれを積極的に伝えていく。
- 危険度やその切迫度を認識しやすくなるよう、分かりやすく情報を提供していく。

### ① 時系列で危険度を色分けした分かりやすい表示

H29年5月  
提供開始

- 今後予測される  
雨量等や危険度の  
推移を時系列で提供
- 危険度を色分け

平成××年×月×日11時××分××気象台発表  
××市 【発表】大雨(土砂災害、浸水害)、洪水警報  
高潮注意報  
【継続】暴風、波浪警報 雷注意報

	今日					明日			
	9時	12時	15時	18時	21時	00時	03時	06時	09時
雨量(mm)	10	30	50	80	50	30	10	0	0
大雨 (浸水害)									
(土砂災害)									
洪水									
風 陸上(m/s)	15	20	20	25	20	20	15	12	12
海上(m/s)	20	25	25	30	25	25	20	15	15
波浪(m)	4	6	6	8	6	6	4	4	3
高潮(m)	0.6	0.6	1.3	1.8	1.8	0.6	0.6	0.6	0.6

### ② 翌朝までの「警報級の現象になる可能性」の提供

H29年5月  
提供開始

- 夜間の避難を回避するため、可能性が高くないても、「明朝までに警報級の現象になる可能性」を夕方までに発表

### ③ 数日先までの「警報級の現象になる可能性」の提供

H29年5月  
提供開始

- 台風等対応のタイムライン支援の観点から、数日先までの警報級の現象になる可能性を提供

日付		明日	明後日	(金)	(土)	(日)
警報級の 可能性	雨	—	中	高	高	—
	風	—	中	高	高	中

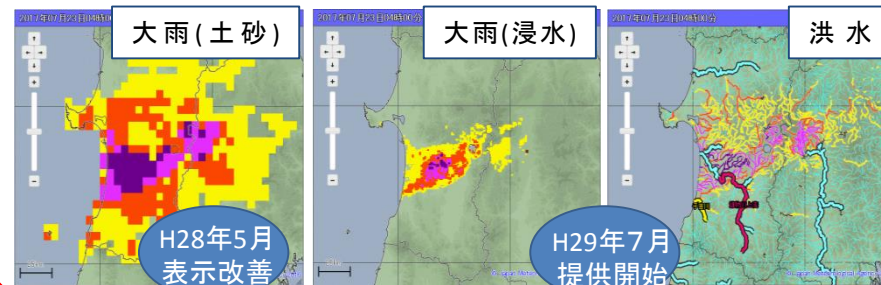
### ④ 実況情報の提供の迅速化

H28年9月  
実施

- 迅速な安全確保行動を促進する観点から、記録的短時間大雨情報をこれまでより最大で30分早く発表

### ⑤ メッシュ情報の充実・利活用促進

- メッシュ情報の充実
- さまざまな地理情報(道路、河川、鉄道など)との重ね合わせ
- メッシュ情報の利活用促進



### 継続的・中長期的に取り組むべき事項

- 市町村等への支援や住民への普及啓発活動の継続
- 分かりやすい防災気象情報となるよう不断の見直し

# 時系列で雨量等や危険度を分かりやすく提供（気象警報・注意報発表時）

**提供中** 気象警報・注意報の文中に文章で表現・提供してきた事項を、危険度に応じて色分けをした時系列の表形式により視覚的に把握しやすい形で提供。（平成29年5月から提供開始）

## 従来

平成××年×月×日11時××分 ××気象台発表

××市 [発表] 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水警報  
高潮注意報  
[継続] 暴風、波浪警報

土砂 警戒期間 13日夕方から 14日未明まで  
注意期間 13日昼過ぎから 14日明け方まで  
浸水 警戒期間 13日夕方から 13日夜遅くまで  
注意期間 13日昼過ぎから 14日未明まで  
雨のピークは13日夜のはじめ頃  
1時間最大雨量 80ミリ  
洪水 警戒期間 13日夕方から 14日未明まで  
注意期間 13日昼過ぎから 14日明け方まで  
風 警戒期間 13日昼過ぎから 14日未明まで  
注意期間 14日昼前にかけて 以後も続く  
ピークは13日夜のはじめ頃  
陸上 最大風速 25メートル  
海上 最大風速 30メートル  
波 警戒期間 13日昼過ぎから 14日未明まで  
注意期間 14日昼前にかけて 以後も続く  
ピークは13日夜のはじめ頃 波高 8メートル  
高潮 警戒期間 13日18時頃から 13日24時頃まで  
注意期間 13日15時頃から 13日24時頃まで  
ピークは13日18時頃 最高潮位 1.8メートル

（警戒が必要な期間と、ピーク量・時間帯のみを記載。）

## 提供中

平成××年×月×日11時××分 ××気象台発表

××市 [発表] 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水警報  
高潮注意報  
[継続] 暴風、波浪警報

		今日					明日			
		9時	12時	15時	18時	21時	00時	03時	06時	09時
大雨	雨量(mm)	10	30	50	80	50	30			
	(浸水害)									
	(土砂災害)									
洪水										
風	陸上(m/s)	15	20	20	25	20	20	15	12	12
	海上(m/s)	20	25	25	30	25	25	20	15	15
波浪(m)		4	6	6	8	6	6	4	4	3
高潮(m)		0.6	0.6	1.3	1.8	1.8				

今後の危険度の高まりを即座に把握できる！

## ○ 「警報級の可能性(明日まで)」

今日～明日

■ 次の2つの要素で構成される。

- ① 明日までの「量的予報」
- ② 明日までの「警報級の可能性」

※ 雨以外に、雪、風、波についても右のように発表します。

■ 05時・11時・17時に発表するほか、  
警報・注意報発表時に量的予報値等に  
変化があった場合、それと整合させる  
ように修正発表する。

○○県南部の明日までの警報級の可能性・量的予報(値は最大値を示す)

東京地方		今日(20日)		明日(21日)			
		12～18時	18～24時	0～6時	6～12時	12～24時	
雨	1時間降水量(mm)	30	30	40	50	80	
	3時間降水量(mm)	40	40	70	80	140以上	
	警報級の可能性	—	中	高			
雪	6時間降雪量(cm)	0	0	0	0	0	
	警報級の可能性	なし	なし	なし			
風	風速(m/s)	陸	10	10	15	15	15-20
		海	15	15	20	20	20-25
	警報級の可能性	—	—	中			
波	波高(m)	2	2	2.5	3	5	
	警報級の可能性	—	—	中			

○○県南部の明日の量的予報(値は最大値を示す)

東京地方	21日
日降水量(mm)	150-200
日降雪量(cm)	0

## ○ 「警報級の可能性(明後日以降)」

明後日～5日先

■ 次の要素で構成される。

- ① 明後日から5日先までの「警報級の可能性」

※ 雨以外に、雪、風、波についても右のように発表します。

■ 11時・17時に発表する。(週間予報と同じ)

○○県の明後日から5日先までの警報級の可能性

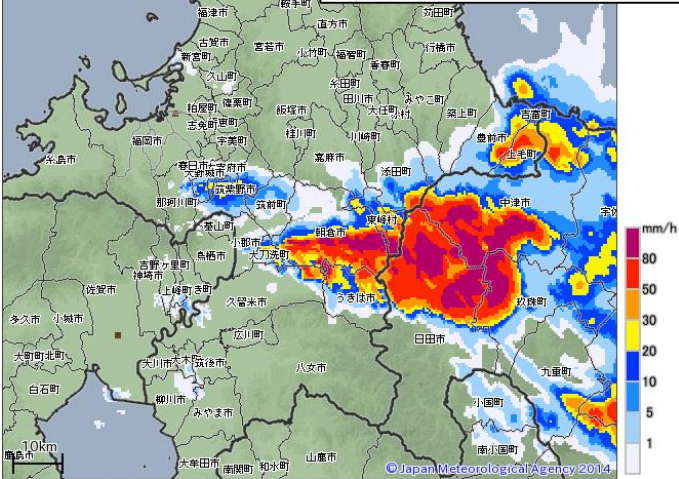
東京地方	明後日(22日)	23日	24日	25日
雨	高	中	—	—
雪	なし	なし	なし	なし
風(風雪)	高	中	—	中
波	高	中	—	中

# メッシュ情報の充実・利活用促進

危険度分布等は、避難勧告等の範囲を指定する際に参考にとります。  
警報が発表されたら、危険度の高まっている地域を確認してください。

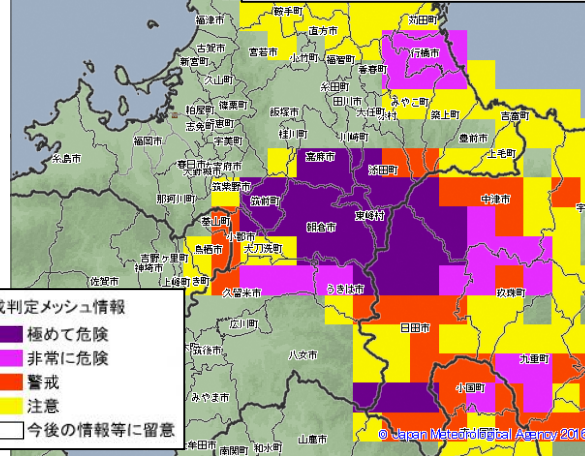
2017年07月05日18時00分

## 高解像度降水ナウキャスト



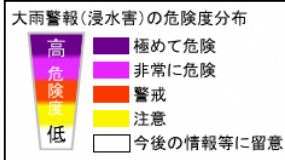
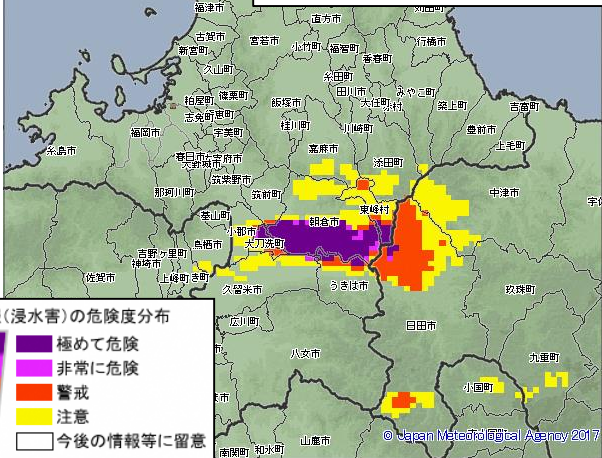
2017年07月05日18時00分

## 土砂災害警戒判定メッシュ情報



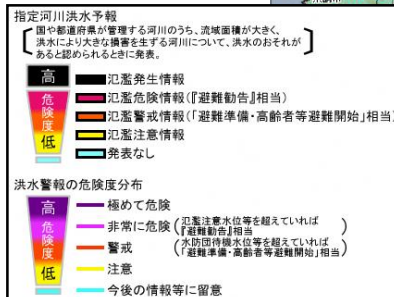
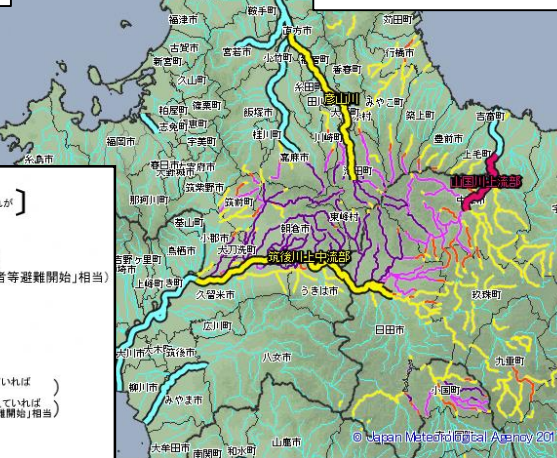
2017年07月05日18時00分

## 大雨警報(浸水害)の危険度分布



2017年07月05日18時00分

## 洪水警報の危険度分布

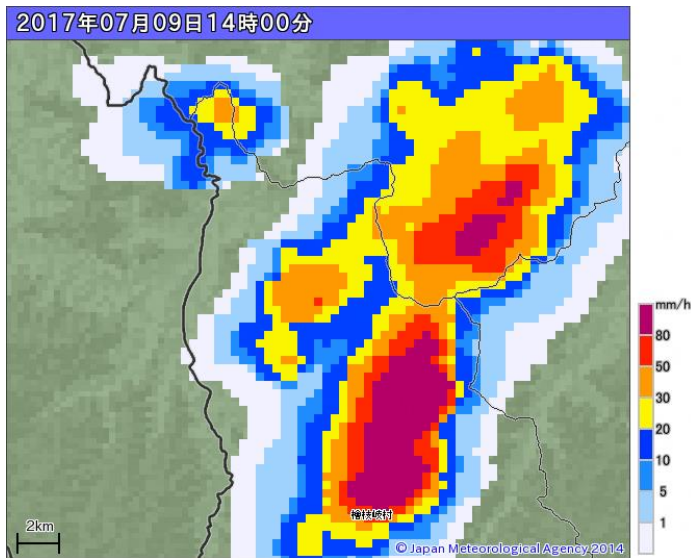


図は、平成29年7月九州北部豪雨時に大雨特別警報が発表された直後の7月5日18時の各メッシュ情報。

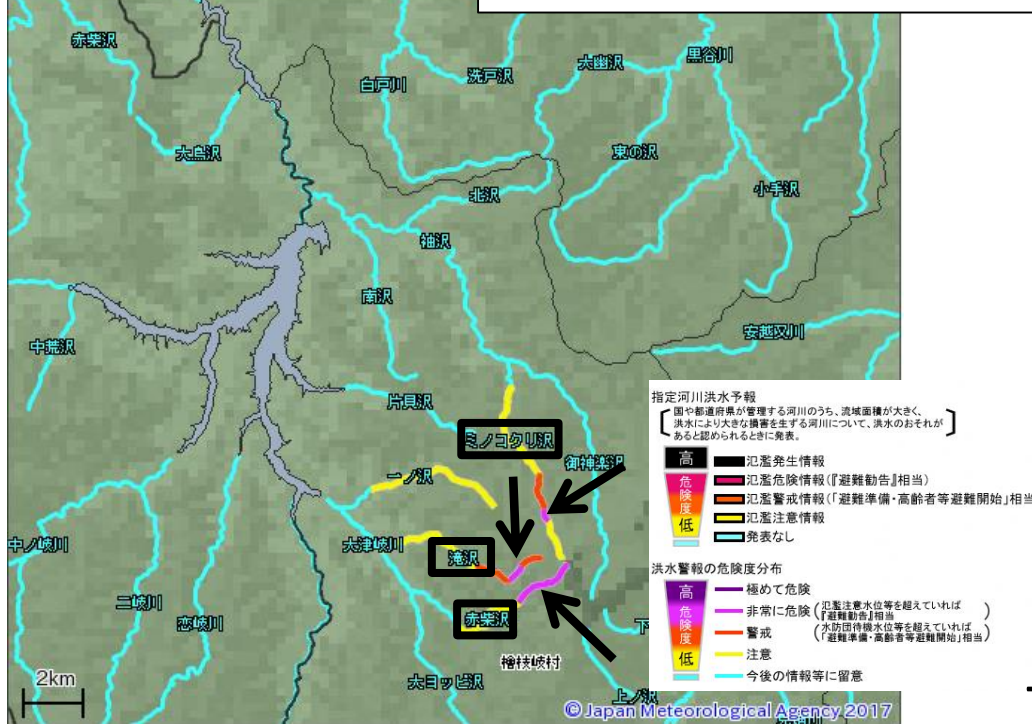
# 危険度分布の利活用① 洪水警報の危険度分布 ～平成29年7月9日の事例～

- ・洪水警報が発表されたら、危険度分布を確認し、避難勧告等の発令や対象河川・区域の判断の参考とすることができます。
- ・危険度分布は地図上概ね1kmごとに5段階で色分けされており、常時10分毎に更新されます。
- ・濃い紫で示される最大危険度が出現してからでは命が奪われるような洪水害がすでに発生しているもおおしくない極めて危険な状況となるため、遅くとも、それより前の薄い紫が出現した段階で(氾濫注意水位が設定されている河川の場合は氾濫注意水位を超えた時点で)安全な場所に避難する必要があります。
- ・平成29年7月9日の14時に時間80ミリ以上の猛烈な降雨を観測している地域のうち、桧枝岐村内の一部の河川では、洪水の危険度が薄い紫の非常に危険の河川区間があることが分かります。このように、降雨の強弱だけでは分からない、危険な場所を把握することができます。

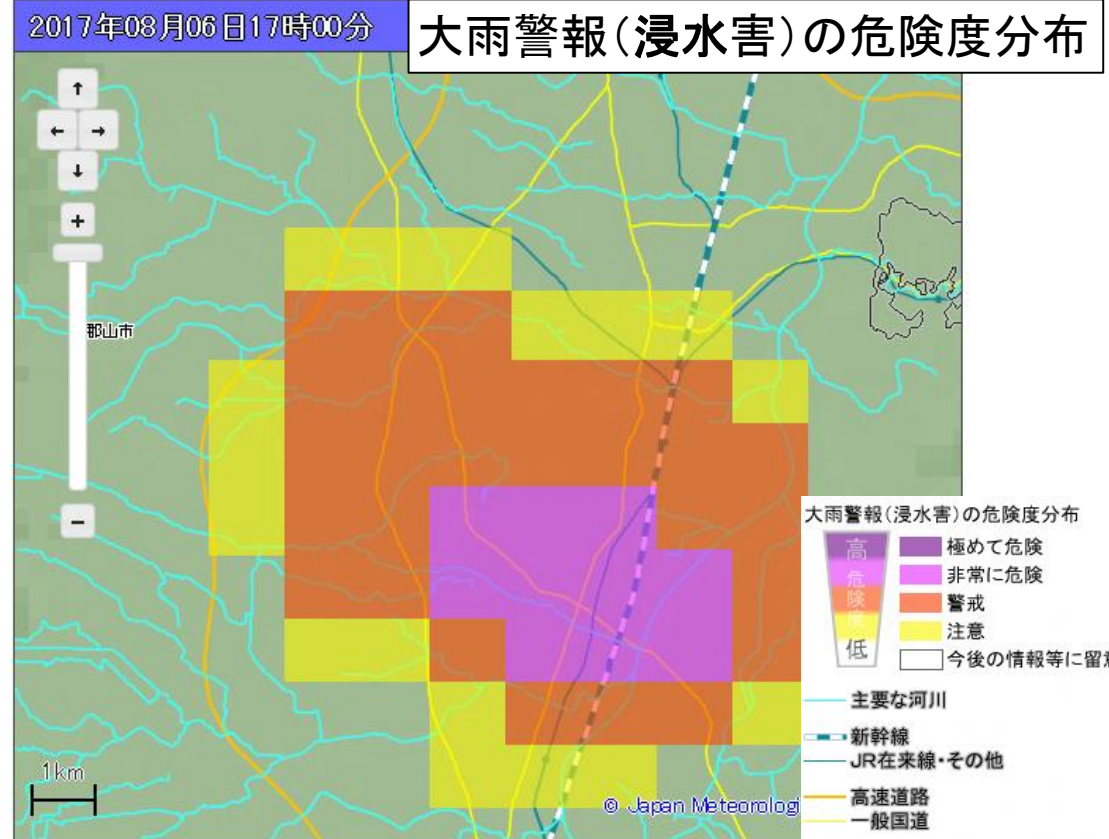
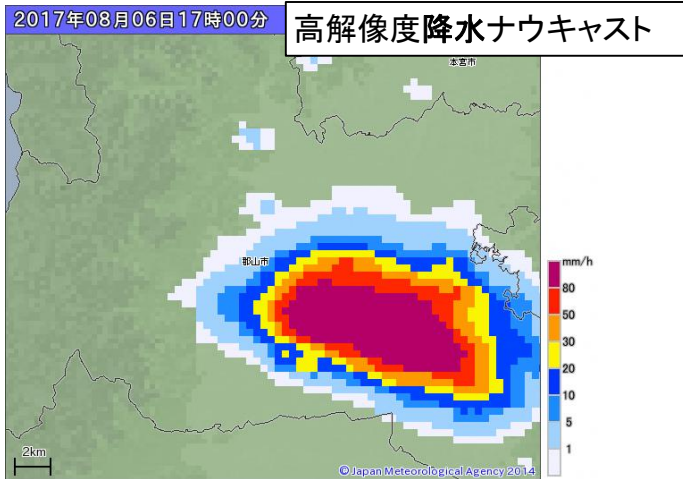
高解像度降水ナウキャスト



2017年07月09日14時00分 洪水警報の危険度分布



- ・大雨警報（浸水害）が発表されたら、危険度分布を確認し、避難勧告等の発令や対象区域の判断の参考とすることができます。
- ・危険度分布は地図上1km四方の領域ごとに5段階で色分けされており、常時10分毎に更新されます。
- ・濃い紫で示される最大危険度が出現してからでは命が奪われるような浸水害がすでに発生しているもおおしくない極めて危険な状況となるため、遅くとも、それより前の薄い紫が出現した段階で各自の判断で安全な場所へ移動する必要があります。
- ・平成29年8月6日17時には、郡山市付近で時間80ミリ以上の降雨を観測している地域のうち、郡山市内の一部の地域で、大雨（浸水）の危険度が薄紫の非常に危険な地域があることがわかります。このように、降雨の強弱だけでは分からない、危険な場所を把握することができます。

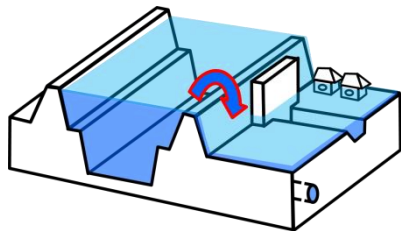




## メッシュ情報で用いられる 洪水警報・注意報の基準

H29  
より

### 流域雨量指数基準



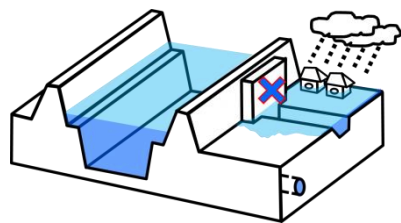
中小河川の外水氾濫による浸水害発生危険度の高まりを判定。

下記Ⅰ～Ⅲの基準に従い、  
流域雨量指数をメッシュ毎に判定

Ⅲ	河川流域で発生した外水氾濫に起因する重大な浸水害を高い確度で捕捉するように設定(適中率30~40%程度)	警報相当
Ⅱ	河川流域で発生した外水氾濫に起因する重大な浸水害を捕捉するように設定(適中率10~20%程度)	
Ⅰ	河川流域で発生した外水氾濫に起因する浸水害を捕捉するように設定	注意報相当

### 複合基準

(流域雨量指数+表面雨量指数)



河川周辺で発生する内水氾濫による浸水害発生危険度の高まりを判定。

下記Ⅰ～Ⅲの基準に従い、流域雨量指数と  
表面雨量指数を組み合わせてメッシュ毎に判定

Ⅲ	設定しない*	警報相当
Ⅱ	河川流域で発生した内水氾濫に起因する重大な浸水害を捕捉するように設定	
Ⅰ	河川流域で発生した内水氾濫に起因する浸水害を捕捉するように設定	注意報相当

過去に発生した浸水害との関係や、それぞれの値に達する頻度等を調査の上、基準を設定する。

従来、流域雨量指数の計算対象にならない15km未満の小河川を対象に設定している「雨量基準」を廃止した。

## 洪水警報を補足するメッシュ情報



■ 実況で基準Ⅲ以上に到達  
■ 予想で基準Ⅲ以上に到達  
■ 予想又は実況で基準Ⅱ(警報基準)以上に到達  
■ 予想又は実況で基準Ⅰ(注意報基準)以上に到達

### 洪水警報の危険度分布とは

洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する情報です。指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域に降った雨による洪水害発生危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができます。3時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示しています。

# 流域雨量指数の活用

平成28年台風第10号の水害を踏まえて「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、「水位周知河川」及び「その他河川」の洪水について、水位が急上昇する前の早い段階から避難準備・高齢者等避難開始等の発令を可能とするために、「流域雨量指数の予測値」等も用いる判断基準が新たに追記された。

	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
洪水予報河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合</li> <li>2：指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</li> <li>3：軽微な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>4：A川のB水位観測所の水位が〇〇mを超えた状況が〇〇時間継続した場合（堤防からの漏水等の発生のおそれが高まった場合）</li> <li>5：強い降雨を伴う台風の接近・通過等により、深夜・早朝に避難準備・高齢者等避難開始を発令するような状況が想定される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1：指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位である〇〇mに到達した場合</li> <li>2：指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を超えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</li> <li>3：異常な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>4：強い降雨を伴う台風の接近・通過等により、深夜・早朝に避難勧告を発令するような状況が想定される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1：決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合</li> <li>2：A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である〇〇mを超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</li> <li>3：異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</li> </ul>
水位周知河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>1：水位到達情報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達した場合</li> <li>2：A川のB水位観測所の水位が水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</li> <li>①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</li> <li>②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</li> <li>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）</li> <li>3：軽微な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>4：強い降雨を伴う台風の接近・通過等により、深夜・早朝に避難準備・高齢者等避難開始を発令するような状況が想定される場合</li> <li>※避難判断水位、氾濫注意水位、水防団待機水位のいずれもが設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に発令することが考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1：水位到達情報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である〇〇mに到達した場合</li> <li>2：A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</li> <li>①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</li> <li>②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</li> <li>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）</li> <li>3：異常な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>4：強い降雨を伴う台風の接近・通過等により、深夜・早朝に避難勧告を発令するような状況が想定される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1：決壊や越水・溢水が発生した場合</li> <li>2：A川のB水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</li> <li>3：異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</li> </ul>
その他河川等	<ul style="list-style-type: none"> <li>1：A川のB水位観測所の水位が〇〇m（水防団待機水位等）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</li> <li>①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</li> <li>②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</li> <li>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）</li> <li>2：軽微な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>3：強い降雨を伴う台風の接近・通過等により、深夜・早朝に避難準備・高齢者等避難開始を発令するような状況が想定される場合</li> <li>※水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②または③を参考に発令することが考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1：A川のB水位観測所の水位が〇〇m（氾濫注意水位等）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</li> <li>①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</li> <li>②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</li> <li>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合）</li> <li>2：異常な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>3：強い降雨を伴う台風の接近・通過等により、深夜・早朝に避難勧告を発令するような状況が想定される場合</li> <li>※水位を観測していない場合、1の水位基準の代わりに、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報を可能な限り活用した上で、上記の②または③を参考に発令することが考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1：決壊や越水・溢水が発生した場合</li> <li>2：A川のB水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</li> <li>3：異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</li> </ul>

# 洪水警報を補足するメッシュ情報（危険度分布）の提供と活用

- 洪水警報を補足するため、市町村内のどこで洪水警報基準値に達するかを視覚的に確認できるよう、精緻化した流域雨量指数をメッシュ情報で提供する。
- 流域雨量指数のメッシュ情報は、洪水警報を補足するものであり、水位周知河川やその他の小河川（下表の赤枠）において活用いただくのが、特に有効。

河川の分類	洪水予報河川	水位周知河川	その他の小河川
河川の指定の根拠	水防法第10条 水防法第11条	水防法第13条	左記以外の小河川
避難勧告等の判断を支援する主要となる情報	・指定河川洪水予報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位情報（氾濫危険情報など）</li> <li>・洪水警報</li> <li>・洪水警報を補足するメッシュ情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水警報</li> <li>・洪水警報を補足するメッシュ情報</li> </ul>

# 流域雨量指数の予測値による洪水危険度の見通しの把握 (例)

## ■ 防災情報提供システムによる精緻化した流域雨量指数の提供イメージ

事例は台風第10号で小本川の氾濫により災害の発生した岩泉町のものです。

氾濫したとされる時刻の数時間前に危険度の高まりを予想しています。

2016年8月30日14時00分

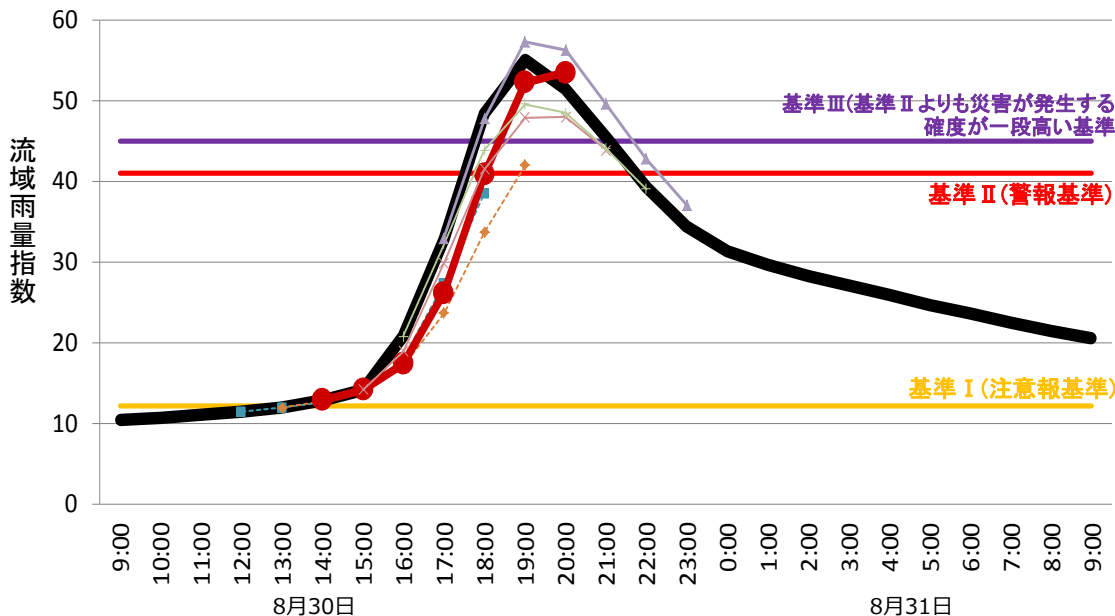
市区町村 岩泉町

過去12時間分の実況値

6時間先までの予測値

市町村	基準河川	基準 III		基準 II (警報基準)		基準 I (注意報基準)		2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時
		指数	基準	指数	複合基準	指数	複合基準	0分	0分	0分	0分	0分	0分	0分	0分	0分	0分	0分	0分	0分	0分	0分	0分	0分	0分	0分
岩泉町	安家川	23	16		12	(10)	6	6	6	6	7	7	7	7	7	8	8	7	8	9	10	12	19	27	29	26
	折壁川	7	6		4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	4	6	8	8	7
	小本川	45	41		12	(6)	11	11	11	12	12	12	12	13	13	13	11	12	13	14	17	26	41	52	54	
	鼠入川	14	11		10		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	7	11	14	14	13	
	撰待川	12	11		9		3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	7	10	12	12	10

## ■ 精緻化した流域雨量指数の予測値 (平成28年8月30日～31日、小本川)



- 実況値 (流域雨量指数)
- 12:00時点の6時間先までの予測値
- ◆ 13:00時点の6時間先までの予測値
- 14:00時点の6時間先までの予測値
- × 15:00時点の6時間先までの予測値
- 16:00時点の6時間先までの予測値
- ▲ 17:00時点の6時間先までの予測値

帳票やグラフの指数値は、精緻化した流域雨量指数により平成28年台風第10号の事例を検証したもの。警報等の基準値は、平成29年出水期の実施に向けて調整中のもの。

# 流域雨量指数の予測値による洪水危険度の把握

流域雨量指数の予測値は、警報等の基準値が設定されている河川について確認することができます。

図は、平成29年7月17日～18日 寒冷トラフの通過による大雨の金山町の事例です。

金山町を流れる只見川の流域雨量指数のピークとなる午前11時の6時間前の午前5時には注意報基準に達する予測が出ていました。

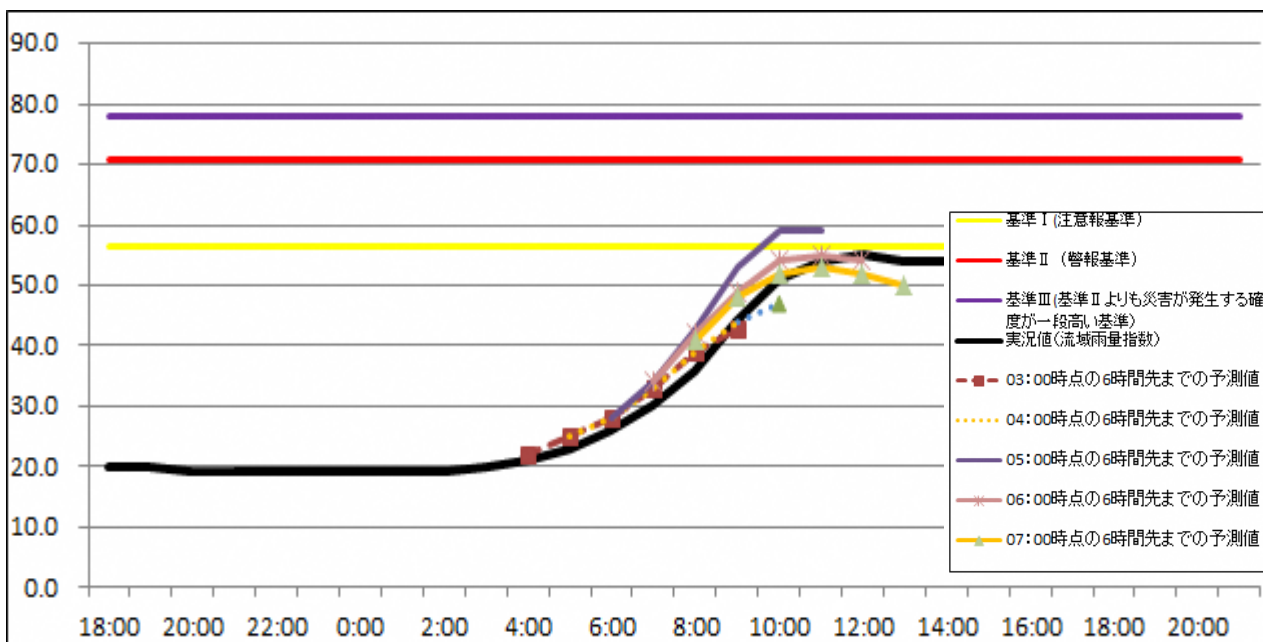
実況的には、監視格子付近では基準Ⅰまでに寸前のところで達しませんでした、指数の上昇傾向は予測とほぼ一致しています。

このことから、避難準備・高齢者等避難開始の発表への利用が可能です。

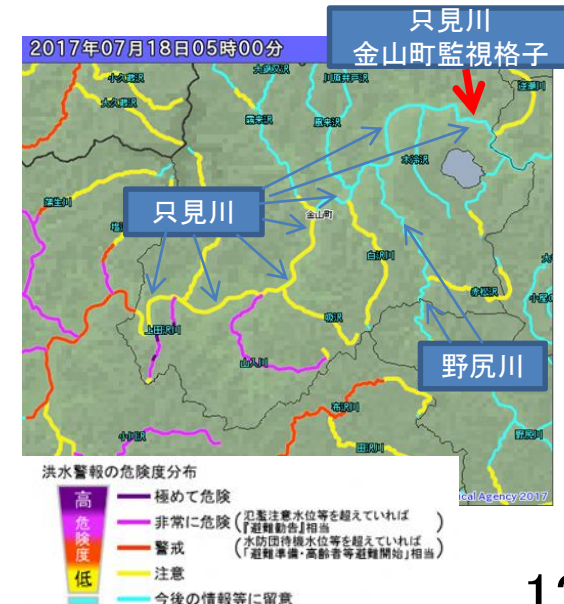
(金山町では7時8分に避難準備・高齢者等避難開始を発表されています。)

市町村名		基準河川	過去12時間分の実況値												6時間先までの予測値														
			基準Ⅲ			基準Ⅱ (警報基準)			基準Ⅰ (注意報基準)			18時00分	19時00分	20時00分	21時00分	22時00分	23時00分	00時00分	01時00分	02時00分	03時00分	04時00分	05時00分	06時00分	07時00分	08時00分	09時00分	10時00分	11時00分
			単独基準	単独基準	複合基準	単独基準	複合基準	単独基準	複合基準																				
金山町	只見川	78.0	70.7	68.6	56.5	31.0	20.0	20.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	20.0	21.0	23.0	28.0	34.0	43.0	53.0	59.0	59.0				
	野尻川	26.4	24.0		19.2		4.0	4.0	4.0	3.0	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0	5.0	6.0	7.0	9.0	12.0	13.0	14.0	14.0					

## 流域雨量指数の予測値 (平成29年7月18日 只見川の金山町監視格子)



## 洪水警報を補足する危険度分布



# 洪水警報の危険度分布の利活用(簡易カメラ映像等を合わせた避難勧告の発令)

内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」では、水位計のない中小河川においては「流域雨量指数の予測値」と「カメラ画像や水防団の報告等」を合わせて活用することで、氾濫発生前に避難勧告を発令する必要があるとされている。

洪水警報の危険度分布における「**薄い紫**」は、3時間先までに流域雨量指数が警報基準の一段上の基準に到達すると予測され、3時間先までに重大な災害が発生する可能性が高い状況を表す。この「**薄い紫**」と現地の簡易カメラ映像や水防団通報等で確認できる河川の状況を合わせることで、氾濫発生前に納得感を伴った避難勧告の発令が可能となる。

## 洪水警報の危険度分布



**予測**

15時00分の  
3時間先  
までの予測

「薄い紫」は3時間先までの  
流域雨量指数の予測値が  
警報基準の一段上の基準に到達



市町村



住民

「実況」と「予測」を合わせることで  
氾濫発生前に納得感を伴った  
避難勧告の発令が可能となる。

## 簡易カメラ映像・水防団通報等



**実況**

14時55分の  
小野川の状況

(日田市職員提供)

### ◆ 内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」② P23 関連部分抜粋

【避難勧告の判断基準の設定例】

1 : A川のB水位観測所の水位が〇〇m(氾濫注意水位等)に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合

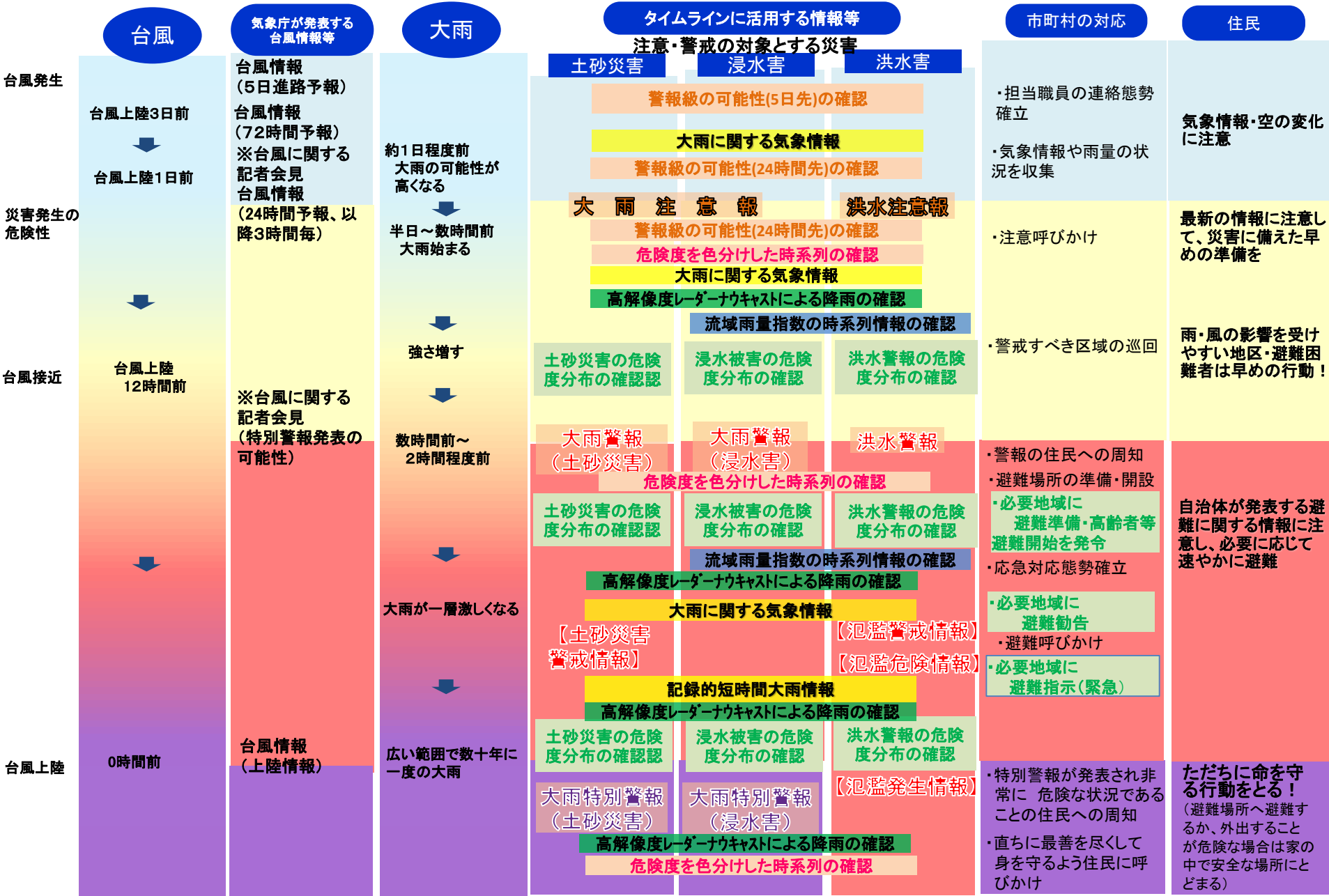
① B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合

② A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合

③ B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合)

※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ映像や水防団からの報告等を活用して発令する。

# 防災気象情報のタイムラインへの利用

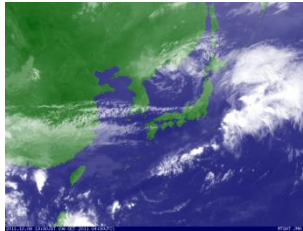


# 市町村と気象台とのホットライン

気象台

危機感・危険の切迫度を共有

市町村



重大な災害のおそれが著しく高い

気象状況の問い合わせ等



## ホットラインについて

- 市町村と気象台の「ホットライン」は、住民の命を守るための取組みです。
- 市町村専用の電話回線（「ホットライン」）を通じた問い合わせに対し、気象台は24時間対応します。
- 大雨時等には、気象情報では伝えきれない、気象の詳細な見通しや気象台の持つ危機感や危険の切迫度をお伝えします。
- 大雨等、現象の推移、危険の切迫度に応じて、気象台から担当レベル、管理職レベル、市町村長レベルと段階的に連絡させていただきます。
- 特別警報発表時など極めて重大な災害が差し迫った状況においては、気象台長が市町村長に直接電話をさせていただきます。

※事前に、場所・時間を特定した予測ができない現象等には、電話できない場合もあります。

## 雨や風の見通しなどの問い合わせ先

市町村専用電話番号（現業室直通） 当台担当よりお知らせ済み